

日本弁護士連合会
第57回人権擁護大会シンポジウム
第1分科会基調報告書

北の大地から考える、 放射能汚染のない未来へ

[原発事故と司法の責任、核のゴミの後始末、そして脱原発後の地域再生へ]



青森県の下北半島にある大間原発(建設中)。対岸の函館市などの市民が大間原発建設・運転差止等を求める訴訟を展開しており、今年に入って函館市も同様の提訴を行った。同原発は、使用済燃料の「有効利用」を図ったフルMOX型の商業用原子炉だが、これは世界的にも例がない。一方、青森県や福井県などの原発立地では、自治体財政や雇用の面で原発等に依存する構造が形成されてきた。

甲
第
19
号
証

2014年10月2日(木)

函館市民会館 大ホール

日本弁護士連合会
第57回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会

日本弁護士連合会第57回人権擁護大会
シンポジウム第1分科会 基調報告書

北の大地から考える，放射線汚染のない未来へ
—原発事故と司法の責任，核のゴミの後始末，そして脱原発後の地域再生へ—

2014年10月2日

編 集 日本弁護士連合会
第57回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
T E L 03-3580-9841 (代)
F A X 03-3580-2896

印 刷 星野精版印刷株式会社
T E L 03-3893-4611 (代)